

事務 事業名	コード1	6200	住民基本台帳事務費	課	市民生活課			
	コード2		住基カード	所属班	管理班			
			☐ 主要事業	電話番号	62-5325	内線	129	
政策 体系	基本方針	6	共につくる夢のあるまちづくり	予算	会計		款	項
	施策	7	電子自治体の推進	科目	一般会計		02	3
	施策の展開	1	行政手続きの電子化	根拠	住民基本台帳法			
	基本事業			法令				

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 15 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述⇒	市民に対して、公的な身分証明書となる住民基本台帳カード(以下、住基カード)を交付する。 住基カードは写真付きと写真なしの2種類あり、写真付き住基カードは本人確認の必要な窓口で公的な身分証明書として利用できる。また、住基カードの中に電子証明書を格納すると確定申告などの手続きをインターネットから利用することができる。住基カードの有効期間は発効日より10年で、カード発行手数料は500円である。 【業務の流れ】 (即日交付の場合) 申請の受付 → カード作成 → カード交付(暗証番号設定) (後日交付の場合) 申請の受付 → カード作成 → 照会書の送付 → カード交付(暗証番号設定)

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(24年度の実績)	単位:千円
1. 需用費	737
2. 人件費	0
3. 委託料	0
4. 旅費	0
5. 雑費	0
住基カードの購入(2～3年に1度のみ)、手数料収入115千円	
② 延べ業務時間の内訳(24年度の実績)	単位:時間
申請受付事務 15分×230枚=58時間	カード交付事務 20分×230枚=77時間
カード購入事務 20時間	カード交付機メンテナンス 30分×6回=3時間
カード記載事項変更等事務 10分×60件=6時間	集計事務 1時間×12月=12時間

事業費	1. 需用費	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
		千円	63	68	737	94
		千円				
		千円				
		千円				
	事業費計(A)	千円	63	68	737	94
	うち一般財源	千円	0	0	622	0
人件費	正規職員従事人数	人	0.08	0.08	0.09	0.07
	延べ業務時間	時間	153	155	176	147
	人件費計(B)	千円	581	589	669	559
	トータルコスト(A)+(B)	千円	644	657	1,406	653

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	24年度実績(24年度に行った主な活動) 住基カードの発行 住基カードの記載事項変更等 住基カードの購入 定期的な住基カード交付機のメンテナンス 25年度計画(25年度に計画している主な活動) 住基カードの発行 住基カードの記載事項変更等 定期的な住基カード交付機のメンテナンス	ア 住基カード交付枚数	枚	233	234	230	216
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	イ 市広報紙への啓発記事掲載回数	回	2	2	2	2
	市民(平成25年7月8日より外国人も対象)	ウ					
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
	・公的な身分証明書として活用できる。(写真付きの住基カードのみ) ・電子証明書を格納するカードとして利用できる。 ・転出届を郵送することにより、市区町村の窓口に行くのが転入時だけですむ。	ア 住基カード普及率(4/1現在)	%	1.64	1.79	2.10	2.33
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	イ 有効カード枚数(4/1現在)	枚	1,126	1,219	1,424	1,600
	・電子証明書を格納することにより、確定申告などの行政手続きのインターネット申請ができるようになる。	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	22年度 (決算)	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (計画)
		ア 電子証明書発行件数 (確定申告などをインターネットから利用している方)	件	116	85	115	100
		イ					

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か? どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
平成15年8月25日より、住基ネットの本格稼働に合わせて住基カードの交付を開始した。	住民基本台帳法の一部改正により、平成24年7月9日からは、市外に転出してもカードが継続して利用できるようになった。 また、平成25年7月8日から外国人住民もカード交付対象となった。	市民から、「住基カードを取得してもメリットが少ない」、「住基カードを使ってコンビニエンスストアで住民票の写しの交付を行っている自治体もあるので、旭市でも実施できないか」との意見があった。

事務事業名	住民基本台帳事務費 住基カード	課名	市民生活課	班名	管理班
-------	--------------------	----	-------	----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 行政手続きの電子化に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 住民基本台帳法に基づき交付しており、適切である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 住民基本台帳法第30条の44により市が行うものとして定められている。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 住基カード普及率は、県内でもかなり低いため、普及の推進について検討する必要がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとうか？	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 平日に来庁できない方のために郵送による申請受付及び、住基カード交付の繁忙期(2月)の休日交付により、交付枚数の増加を図る。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 類似事業がないため、統廃合及び連携は不可能である。 ☒ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 カード購入費及び交付機のメンテナンス経費のみの事業費であり、削減余地がない。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 業務時間はかなり少なく、必要最低限度の事務のため、プロセス改善等は困難である。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 全市民が交付対象となるので公平である。 交付手数料については、県内自治体はもとより全国的に比較しても同様の額である。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果 ① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 住民基本台帳法で定められている事務であり、目的妥当性、公平性については問題がない。有効性については現在の普及率を見ると見直しが必要。ただし、効率性の削減余地がないため、普及させることによりコスト(カード経費、人件費)は増加する。
--	---

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)※2～3年後を目処にした方向性 ☒ 目的再設定 ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業：) ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化			(3)改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
			コスト																					
			削減	維持	増加																			
成果	向上		○																					
	維持																							
	低下																							
(2)改革改善案について※いつまでに、なにを、どうするのか？ ①平成25年度中に、郵送による申請受付について方向性・手続き等を決定する。 ②平成25年度中に、実施時期を含めて休日開庁(第2、第4日曜)時のカード交付について方向性・手続き等を決定する。																								
(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 ①郵送受付を行うことにより、なりすまし申請の危険がある。 → 交付時は必ず本人が来庁することとし、申請時に身分証明書の写しの添付を求める。 ②休日交付を行うことにより、窓口班・管理班全員が住基カードの交付手順を習得する必要がある。 → 詳細な手順書を作成する。 現在の2人体制では死亡届などと重なった時に、証明書交付窓口がストップしてしまう可能性がある。 → 3人体制にする。																								